

■ 第3次行動計画 施策体系・事業

- 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（前期からの継続）
- ★ 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（第3次からの新規）

子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

基本目標①:だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

施策の方向性	主な施策	具体的な取り組み		実施課
		全体計画	計画内容	
1) 健康で安心感のある子育ての環境づくり	母子の健康確保の充実	● 健やか親子支援事業の充実	妊娠期・乳児期支援の充実	保健センター
		● 休日・小児夜間診療の充実	休日・小児夜間診療体制の充実	健康課
		すくすく赤ちゃん訪問事業の推進	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実	保健センター、子ども育成課
	安心して相談できる機会の拡充	すくすく赤ちゃん訪問事業の推進（再掲）	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実	保健センター、子ども育成課
		健やか親子支援事業の充実（再掲）	妊娠期・乳児期支援の充実	保健センター
	出産・子育て期のライフプラン作成支援	子育て支援にともなう相談および利用調整の充実	子育てプランの作成支援	保育課
	子育てに関わる経済的支援の拡充	各種助成事業の運用	子どもすこやか医療費助成事業の推進 私立幼稚園入園料・保育料助成、認証保育所保育料助成	子ども家庭支援課 保育課
	子育てに配慮したまちづくりの推進	駅のバリアフリー事業の推進	駅のバリアフリー化に対する助成	都市計画課
		道路バリアフリー事業の推進	段差解消、歩道の平坦化	道路課
	2) 在宅子育てへの支援充実	子育てを支援する交流拠点の整備	地域子育て支援拠点事業の充実	児童センターにおける子育て支援機能の充実、地域子育て支援センターの充実、地域交流室の充実、子育て交流サロンの開設
子育て支援および情報提供機能の充実		チャイルドステーション事業の充実	保育園、幼稚園、児童センターでの事業の充実	子ども育成課、保育課
在宅支援型保育事業の充実		一時保育の充実	オアシスルームの運営（一時預かり）	保育課
地域の子育て人材の育成と活用		★ 子育て支援ボランティア等の育成	保育サポーター養成講座の充実、地域ボランティア育成講座の充実 だっこボランティア養成講座の充実、悠々ボランティアの充実	子ども育成課
		ファミリー・サポート事業の推進	ファミリー・サポート事業の充実、提供会員の養成・拡充	子ども家庭支援課
		地域における子育て支援事業の充実	空き店舗を活用した子育て交流ルームの運営	保育課
3) 子育てと就労の両立支援	保育・教育環境の整備	定員拡大のための施設整備（待機児童解消）	既存施設を活用した定員の拡大	保育課
		保育士等の人材確保・人材育成	保育士等の人材確保・人材育成・定着率の向上・ワークライフバランスの支援	保育課
		すまいるスクールの充実	地域や大学等との協働の推進、すまいるスクールの充実	子ども育成課
	多様な乳幼児保育の提供	短時間就労対応型保育事業の充実	事業の充実	保育課
		私立認可保育園の開設支援	新規施設開設の支援	保育課
		家庭的保育事業等の開設支援	家庭的保育事業等の開設・運営の支援	保育課
		特別保育事業	時間外保育、休日、病児・病後児保育等の実施	保育課
		幼稚園の預かり保育の拡充	一時預かり	保育課
		認証保育所の運営支援	施設運営の支援、認可保育所等への移行支援	保育課
	企業・事業所の子育て支援の充実促進	● 事業所内育児施設の整備支援	施設設置に要する設備資金助成、ベビーシッター経費の助成	商業・ものづくり課
		中小企業の人材確保・育成支援	求人企業支援事業の充実、ワーク・ライフ・バランス推進事業の充実	商業・ものづくり課
	円滑な復職の支援	子育て支援にともなう相談および利用調整の充実（再掲）	保育園の入園予約	保育課
	4) 特別な支援や保護を要する子どもと家庭への地域支援強化	特別支援の対象となる子どもの育ちの支援	● 子ども発達支援事業等の充実	支援事業の充実、サテライト型発達相談室の設置
特別支援学級の開設・教育活動の充実			新規開設、ICTを活用した特別支援教育の実施	教育総合支援センター
保護を要する児童への迅速な対応		子ども家庭支援センターの充実	子ども家庭支援センターの充実	子ども育成課
地域による見守りの強化		要保護児童対策地域協議会の運営充実	協議会の運営充実、子ども虐待防止対応マニュアルの改訂	子ども育成課
		ひとり親家庭の就業支援の強化	ひとり親家庭自立支援助成事業の推進、母子自立支援プログラム策定事業の推進	子ども家庭支援課

計画策定の概要

計画の基本的な考え方

品川区の子ども・子育ての現状と計画

第3次次世代育成支援対策推進行動計画

子ども・子育て支援事業計画

計画の推進

資料編

基本目標②:すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり

施策の方向性	主な施策	具体的な取り組み		実施課	
		全体計画	計画内容		
1) 生きる力を育む幼児からの教育の推進	保育・教育施設における幼児教育の充実と体系化	就学前乳幼児教育の充実	乳幼児教育の充実、保育園・幼稚園における特別支援教育の充実、保幼小連携の推進	保育課	
		小学校施設を活用した保育		保育課、庶務課	
	魅力ある公立学校教育の推進(特色ある学校教育の実践)	● 小中一貫教育の推進	小中一貫教育推進委員会における検討、市民科教育の充実、小学校英語の推進、ステップアップ学習・習熟度別学習の充実、保幼小連携の推進	指導課、教育総合支援センター	
	保育・教育に携わる人材の資質向上	教員の区独自採用	教員の区独自採用	指導課	
		就学前乳幼児教育の推進(再掲)	保育者の教育保育力の向上	保育課	
2) 学校等子育て環境の整備	教育施設の計画的な改修・改築	学校改築の計画的な推進	老朽化に伴う改修・改築	庶務課、学務課、指導課	
	地域との連携による育成事業の充実	すまいるスクールの充実(再掲)	地域や大学等との協働の推進、すまいるスクールの充実	子ども育成課	
3) 地域で取り組む青少年の育成	社会性を育む機会の提供	地域に学ぶ学習内容の充実	地域に学ぶ授業の充実、地域との連携強化、公開授業の充実、	指導課、教育総合支援センター	
	子どもを守る地域体制づくり	● 子どもを見守る地域ネットワークの拡充	近隣セキュリティシステムの運営、83運動の推進 こども110ばんの家の推進	地域活動課、庶務課	
	地域に根ざした育成の取り組み促進	● ティーンズプラザの充実	中高生活動支援	子ども育成課	
	学校外の学びの場の提供	● 体験活動の支援・機会の提供	子ども読書活動の推進	自然体験等の機会の充実 ブックスタート事業の推進、読み聞かせ地域ボランティアの活動支援、しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業の推進、児童スペースの環境整備	スポーツ推進課、子ども育成課 品川図書館
			思春期保健対策の充実	思春期のこころとからだの健康づくりの充実	思春期のこころの相談の充実、思春期家族教室の充実、思春期講演会の充実

基本目標③:区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

施策の方向性	主な施策	具体的な取り組み		実施課
		全体計画	計画内容	
1) 自立した生活や就労に向けた支援	キャリアアップ、職業訓練や職業体験の機会の提供	ものづくり次世代人材育成支援	ものづくり教室の推進、技術者育成支援の推進	商業・ものづくり課
	すべての若者の生活能力向上の推進	★ 若年者の経済的自立の支援	就業体験事業の充実、就業支援セミナー・カウンセリングの実施・充実	商業・ものづくり課
		★ ひきこもり等若者自立支援	庁内検討	子ども育成課
2) 地域社会の一員としての参画の促進	地域での多様な活動を通じた人間関係の構築	地域スポーツ活動の充実	スポ・レク、地域スポーツクラブによる地域スポーツの推進	スポーツ推進課
	仕事と生活の調和の実現	● 青少年の社会貢献活動支援	青少年社会貢献活動の充実、中高生ボランティアの充実	子ども育成課
3) 子どもと共に歩む親の育ちの促進		子育てに主体的に関わる機会の提供	● 親育ちサポート事業の充実	親育ちワークショップの充実、赤ちゃんとのふれあい事業の充実、父親の子育て参加促進事業の充実、一日保育士体験、プレママ・プチママタウン、父親のための親育ちワークショップ
	★ 「家庭の日」の普及啓発		普及啓発の推進	子ども育成課
	食育の推進	食育を通じた健康づくりの推進	各種教室の充実、区民への啓発	保健センター・子ども育成課
		「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進	保育園保護者の給食体験、食育保護者会、保育園・幼稚園PTAとの連携事業の充実	保育課

3 基本目標ごとの施策・事業

基本目標①：だれもが安心して生み育てることができる子育て環境づくり

子育ての第一義的な責任は親にあるとの認識のもと、主として妊娠・出産から乳幼児期においては、親が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりが重要です。親と子の安心を確保するための健康づくりや在宅子育ての環境整備、就労との両立支援などの施策を盛り込んでいます。

● 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（前期からの継続）

★ 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（第3次からの新規）

子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

1) 健康で安心感のある子育ての環境づくり

主な施策	全体計画	計画内容
母子の健康確保の充実	● 健やか親子支援事業の充実	妊娠期・乳児期支援の充実
	● 休日・小児夜間診療の充実	休日・小児夜間診療体制の充実
	すくすく赤ちゃん訪問事業の推進	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実
安心して相談できる機会の充実	すくすく赤ちゃん訪問事業の推進（再掲）	すくすく赤ちゃん訪問事業の充実
	健やか親子支援事業の充実（再掲）	妊娠期・乳児期支援の充実
出産・子育て期のライフプラン作成支援	子育て支援にともなう相談および利用調整の充実	子育てプランの作成支援
子育てに関わる経済的支援の拡充	各種助成事業の運用	子どもすこやか医療費助成事業の推進 私立幼稚園入園料・保育料助成、認証保育所保育料助成
子育てに配慮したまちづくりの推進	駅のバリアフリー事業の推進	駅のバリアフリー化に対する助成
	道路バリアフリー事業の推進	段差解消、歩道の平坦化

2) 在宅子育てへの支援充実

主な施策	全体計画	計画内容
子育てを支援する交流拠点の整備	地域子育て支援拠点事業の充実	児童センターにおける子育て支援機能の充実、地域子育て支援センターの充実、地域交流室の充実、子育て交流サロンの開設
子育て支援および情報提供機能の充実	チャイルドステーション事業の充実	保育園、幼稚園、児童センターでの事業の充実
在宅支援型保育事業の充実	一時保育の充実	オアシスルームの運営（一時預かり）
地域の子育て人材の育成と活用	★ 子育て支援ボランティアなどの育成	保育サポーター養成講座の充実、地域ボランティア育成講座の充実、だっこボランティア養成講座の充実、悠々ボランティアの充実
	ファミリー・サポート事業の推進	ファミリー・サポート事業の充実 提供会員の養成・拡充
	地域における子育て支援事業の充実	空き店舗を活用した子育て交流ルームの運営

3) 子育てと就労の両立支援

主な施策	全体計画	計画内容
保育・教育環境の整備	定員拡大のための施設整備（待機児童解消）	既存施設を活用した定員の拡大
	保育士等の人材確保・人材育成	保育士などの人材確保・人材育成・定着率の向上 ワーク・ライフ・バランスの支援
	すまいるスクールの充実	地域や大学等との協働の推進 すまいるスクールの充実
多様な乳幼児保育の提供	短時間就労対応型保育事業の充実	事業の充実
	私立認可保育園の開設支援	新規施設開設の支援
	家庭的保育事業等の開設支援	家庭的保育事業等の開設・運営の支援
	特別保育事業	時間外保育、休日、病児・病後児保育等の実施
	幼稚園の預かり保育の拡充	一時預かり
	認証保育所の運営支援	施設運営の支援、認可保育所等への移行支援
企業・事業所の子育て支援の充実促進	● 事業所内育児施設の整備支援	施設設置に要する設備資金助成、ベビーシッター経費の助成
	中小企業の人材確保・育成支援	求人企業支援事業の充実 ワーク・ライフ・バランス推進事業の充実
円滑な復職の支援	子育て支援にともなう相談および利用調整の充実（再掲）	保育園の入園予約

4) 特別な支援や保護を要する子どもと家庭への地域支援強化

主な施策	全体計画	計画内容
特別支援の対象となる子どもの育ちの支援	● 子ども発達支援事業等の充実	支援事業の充実、サテライト型発達相談室の設置
	特別支援学級の開設・教育活動の充実	新規開設、ICTを活用した特別支援教育の実施
保護を要する児童への迅速な対応 地域による見守りの強化	子ども家庭支援センターの充実	子ども家庭支援センターの充実
	要保護児童対策地域協議会の運営充実	協議会の運営充実 子ども虐待防止対応マニュアルの改訂
ひとり親家庭の就業支援の強化	就労支援の強化	ひとり親家庭自立支援助成事業の推進、母子自立支援プログラム策定事業の推進

基本目標①1)；母子の健康確保の充実

(1) 健やか親子支援事業の充実

子どもの健やかな成長と子育てに対する不安を解消するため、妊娠期から乳幼児期の発達・発育や障害などの状況に応じた専門相談の機会を提供するほか、子育てに関する知識の普及、情報提供などを行います。

【現在の取組み】

①健やか親子学習（保健センター）

妊娠期から育児期において、育児不安を軽減し、安心して子育てできるよう、各種学級を通して父親の参加、母親同士の交流、仲間づくりの機会を提供しています。

(人)

延べ参加者数	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
マタニティクラス	1,386	1,195	1,539
二人で子育て	1,633	1,626	1,741
乳児期前期育児学級	2,450	2,401	2,855

②乳幼児の各種健康診査（保健センター）

対象のすべての子どもを対象に保健センターで身体測定、歯科健診、小児科医による診察などを実施しているほか、保健師、栄養士、歯科衛生士、臨床心理士による個別相談も行っています。

(人)

受診者数（ ）内は受診率	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
4ヶ月児健康診査	3,189	(98.0%)	3,230	(96.5%)	3,473	(97.4%)
1歳6ヶ月児健康診査	2,881	(93.0%)	2,931	(93.8%)	2,976	(93.7%)
3歳児健康診査	2,647	(91.9%)	2,739	(92.0%)	2,723	(92.3%)

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
妊娠期支援の充実 乳幼児期支援の充実				

【今後の課題と方向性】

核家族化や晩婚化、若年の妊娠出産、母親の地域からの孤立、児童虐待など、出産・育児に関する様々な問題に対し、きめこまやかな切れ目のないサービスの充実が一層重要です。

区民、関係機関との連携・協働について積極的な検討を行うなどの支援をします。

基本目標①1)；母子の健康確保の充実

(2) 休日・小児夜間診療の充実

年間を通じ小児初期救急体制を確保して、夜間・休日における子どもの医療不安を解消し、安心して子育てを行える環境を整備しています。

夜間や休日の急な病気に対応するため、地区の医師会などの協力のもと、診療を実施しています。

【現在の取組み】

①小児（平日）夜間診療（健康課）

20:00～23:00、1か所（昭和大学病院「品川区こども夜間救急室」）

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ受診者数	1,558	1,386	1,275

②土曜日夜間診療（健康課）

17:00～22:00、2か所（品川区医師会休日診療所（第1・3・5週）、昭和大学病院（第2・4週））

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ受診者数	953	879	856

③休日診療（健康課）

昼間 9:00～17:00、3か所（品川区・荏原両医師会休日診療所ほか1か所）

準夜間 17:00～22:00、2か所（品川区・荏原両医師会休日診療所）

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
(昼間) 延べ受診者数	8,101	8,819	8,753
(準夜間) 延べ受診者数	2,240	2,491	2,311

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業内容の充実				

【今後の課題と方向性】

一般の診療所においても休日などに診療を行うところが増えてきたことから、初期救急の確保、医療需要、費用負担（経費）などを総合的に勘案し、適切な診療施設数の検討を行うなど、事業内容を充実します。

基本目標①2)；地域の子育て人材の育成と活用

(3) 子育て支援ボランティアなどの育成

子育てを経験したシニア世代などの活用や子育て力を持つ様々な団体との協働を図るなど、地域社会が一体となって子育てに取り組むための環境づくりを進め、地域における子育て力を一段と高めます。

【現在の取組み】

① 保育サポーター養成講座（子ども育成課）

高校生以上で子育て支援に関心の深い人が一時預かり保育室などで活躍する「保育サポーター」を養成します。
(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
講座受講者数	23	15	29

②地域ボランティア育成講座（子ども育成課）

児童センターなどが企画する事業に、区民がボランティアとして積極的に参加できるきっかけづくりや地域の中の様々な人材を子育て支援に結びつけていくための講座を開催しています。

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
講座受講者数	322	962	649

③だっこボランティア養成講座（子ども育成課）

中高生から大人までを対象に、保育知識を得てもらう講座を開催しています。次世代の親となる青少年の親育ちを支援するとともに、児童センターなどが企画する事業で保育を必要とする場合にボランティアとして活動しています。

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
講座受講者数	124	185	200

④悠々ボランティア育成講座（子ども育成課）

シニア世代の方を対象に、この世代ならではの経験や知識を子どもたちや子育て世代との交流に活かしてもらうことを目的とした講座を開催しています。児童センターなどが企画する事業で活動しています。

(人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
講座受講者数	—	—	16

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
事業内容の充実				

【今後の課題と方向性】

地域における子育て力の向上のためには、子育て支援ボランティアの力は欠かせません。ボランティア育成のための講座を充実するとともに、活動機会を提供するなど、子育ての区民との協働を視点に取り組みます。

基本目標①3)；企業・事業所の子育て支援の充実促進

(4) 事業所内育児施設の整備支援

区内の中小企業に対して、事業所内育児支援事業助成を行うなど、育児休業などがとりやすい仕事と家庭のバランスのとれた雇用環境づくりを支援します。

【現在の取組み】

①事業所内育児スペース整備費の助成（商業・ものづくり課）

・育児室設置のためのスペースの工事費用および賃料。

経費の1/2を助成し、総交付限度額 100 万円

(件、円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	1	1	1
助成額	1,000,000	512,968	1,000,000

②ベビーシッター経費の助成（商業・ものづくり課）

・経費の1/2を助成し、総交付限度額 100 万円

(件、円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
件数	6	4	4
助成額	1,507,475	1,615,049	950,782

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ワーク・ライフ・バランス推進事業の充実				

【今後の課題と方向性】

本来の制度趣旨である広く中小企業に対して、仕事と家庭のバランスのとれた環境づくりの支援の視点から、産業ニュース、区ホームページのほか、区主催の各種セミナー、窓口などで積極的にPRします。

基本目標④)；特別支援の対象となる子どもの育ちの支援

(5) 子ども発達支援事業等の充実

発育・発達に関して支援の必要な子どもに対する早期発見や早期療育体制を整備します。また、成長段階に応じて継続的な支援や相談ができるよう事業を充実します。

【現在の取組み】

①早期発見、早期支援による療育事業の充実（障害福祉課） ※平成24年度より新サービスへ移行。

- ・品川児童学園（児童発達支援センター）・・・乳児期から就学前までの知的障害児に対する療育
(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録利用者数	21	27	33

- ・品川区児童発達支援・放課後等デイサービス（COMPASS）
・・・発達障害に特化した療育事業(グループによる療育プログラム)
(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録利用者数	103	122	123

- ・他事業所利用を含む利用者総数（児童学園分 再掲）
児童発達支援（医療型を含む）
放課後等デイサービス・・・障害児全般の療育事業
保育所等訪問支援
(人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録利用者数	155	192	217

②発達・発育に関する相談体制、拠点の整備（障害福祉課）

- ・品川区子ども発達相談室・・・発達・発育に支援の必要な子どもを対象にした専門療育相談
- ・巡回相談
(件)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談総数	1,654	3,120	3,539

③発達障害児を対象とした思春期サポート事業の実施（障害福祉課） (人)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
サポート事業(継続者)	72	139	176

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
支援機能の充実 サテライト型発達相談室の運営				

【今後の課題と方向性】

平成24年の児童福祉法改正にともない、品川児童学園を児童発達支援センターに位置づけました。特別な支援の必要な子どもたちも地域でともに育つ視点を大切にしながら、児童発達支援センターは、多様な障害児の療育の充実や障害児の子育てをする保護者や家族支援の専門の拠点施設として役割を担います。障害児相談支援事業の活用や児童福祉施策全般の中でみていく発達支援コーディネーターの設置など、成長過程に応じた支援を継続する体制を整備します。また、サテライト型相談室の設置をきっかけとして、身近な地域での療育相談の場を拡充します。

基本目標②：すべての子どもが明るくのびのびと成長する子育ての環境づくり

すべての子どもが次世代を担う人材として自ら育つことができる環境の充実が重要です。学校教育の一層の向上とともに、地域ぐるみで子育て環境を整備する施策を盛り込んでいます。

● 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（前期からの継続）

★ 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（第3次からの新規）

子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

1) 生きる力を育む幼児からの教育の推進

主な施策	全体計画	計画内容
保育・教育施設における幼児教育の充実と体系化	就学前乳幼児教育の充実	乳幼児教育の充実、保育園・幼稚園における特別支援教育の充実、保幼小連携の推進
	小学校施設を活用した保育	
魅力ある公立学校教育の推進（特色ある学校教育の実践）	● 小中一貫教育の推進	小中一貫教育推進委員会における検討、市民科教育の充実、小学校英語の推進、ステップアップ学習・習熟度別学習の充実、保幼小連携の推進
	特色ある学校教育の実践	
保育・教育に携わる人材の資質向上	教員の区独自採用	教員の区独自採用
	就学前乳幼児教育の推進（再掲）	保育者の教育保育力の向上

2) 学校等子育て環境の整備

主な施策	全体計画	計画内容
教育施設の計画的な改修・改築	学校改築の計画的な推進	老朽化に伴う改修・改築
地域との連携による育成事業の充実	すまいるスクールの充実（再掲）	地域や大学等との協働の推進 すまいるスクールの充実

3) 地域で取り組む青少年の育成

主な施策	全体計画	計画内容
社会性を育む機会の提供	地域に学ぶ学習内容の充実	地域に学ぶ授業の充実、地域との連携強化 公開授業の充実
子どもを守る地域体制づくり	● 子どもを見守る地域ネットワークの拡充	近隣セキュリティシステムの運営、83運動の推進、こども110ばんの家の推進
地域に根ざした育成の取り組み促進	● ティーンズプラザの充実	中高生活動支援
	地域での青少年育成事業の充実	青少年問題協議会・青少年対策地区委員会・青少年委員会の活動支援の充実
学校外の学びの場の提供	● 体験活動の支援・機会の提供	自然体験等の機会の充実
	子ども読書活動の推進	ブックスタート事業の推進、読み聞かせ地域ボランティアの活動支援、しながわ親子読書の日・子ども読書の日事業の推進、児童スペースの環境整備
思春期保健対策の充実	思春期のこころとからだの健康づくりの充実	思春期のこころの相談の充実、思春期家族教室の充実、思春期講演会の充実

基本目標②1)；魅力ある公立学校教育の推進（特色ある学校教育の実践）

(1) 小中一貫教育の推進

小・中学校9年間を見通した連続性・継続性のある教育活動の中で確かな学力、豊かな社会性・人間性を身に付けるとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすため、「品川区小中一貫教育要領」に基づいた小中一貫教育を推進します。

【現在の取り組み】

①新小中一貫教育要領の実施（指導課）

学習指導要領の改訂およびこれまでの実践の成果と課題を踏まえて改訂した「品川区新小中一貫教育要領」を確実に実施し、学力向上と豊かな人間性を育成しています。

②保幼小連携の推進（指導課・教育総合支援センター）

小1プロブレムを未然に防ぎ、保幼小の学びを連続させるため、区独自の「ジョイント期カリキュラム」を全園・校で実施しています。

③区固有教員の採用（指導課）

平成21年度から区独自で教員を採用し、小中一貫教育を円滑・継続的に推進する教員を育成しています。

④学力定着度調査の全校実施（指導課）

小中一貫教育の成果と課題を検証し、今後の教育指導や施策の改善に役立てるため、全校の4年生・7年生で実施しています。

⑤その他（指導課・教育総合支援センター）

教材の充実、市民科や小学校英語科の充実、ステップアップ学習・習熟度別学習の充実、教職員研修を充実しています。

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小中一貫教育推進委員会における検討 市民科教育の充実、小学校英語の推進、 ステップアップ学習・習熟度別学習の充 実、保幼小連携の推進		小中一貫教育の充実		

【今後の課題と方向性】

施設分離型小中一貫教育の充実および区独自の教員などの人員を確保します。

基本目標②3) ; 子どもを守る地域体制づくり

(2) 子どもを見守る地域ネットワークの充実

家庭・学校・地域の協力者と警察などの協力による子どもたちの安全の確保および地域の防犯ネットワーク（近隣セキュリティシステム）づくりを推進します。

【現在の取組み】

①「まもるっち」の貸与（地域活動課）

全区立小学生と国私立小学生のうち希望者に、GPS機能付緊急通報装置「まもるっち」を貸与しています。

②システムの運用（地域活動課）

通報への一時対応は区のシステムセンターにて行い、内容によって保護者・学校・協力者・生活安全パトロール・警察に対応を依頼しています。

③協力者ネットワークの維持（地域活動課）

発報時に対応をする地域の協力者を募集するほか、協力者意識の維持・啓発のために研修などを実施しています。

(※各年度末現在、人、件)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
「まもるっち」貸与数	13,323	13,418	13,637
緊急発報件数	16	24	17
協力者数	12,978	12,307	11,568

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
近隣セキュリティシステムの運営				

【今後の課題と方向性】

近隣セキュリティシステム協力者の安定確保および継続的な情報提供、研修会を開催します。

基本目標②③)；地域に根ざした育成の取り組み促進

(3) ティーンズプラザの充実

(子ども育成課)

青少年が集い、活発に活動できる場として児童センターを整備し、中高生の居場所として魅力のある施設とします。

【現在の取り組み】

9か所ある中高生の活動拠点「ティーンズプラザ」において、音楽やスポーツ、地域貢献などの活動を支援するとともに、友人と集い、憩える場を提供しています。

また、思春期における様々な悩みに応じ、適切な指導・助言を行っています。

(か所、人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
施設数	9	9	9
中高生入館者数	65,356	65,844	66,509

【事業計画】

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
中高生活動支援の充実				

【今後の課題と方向性】

居場所作りを通して、健全育成を図り、地域の若い力を地域に還元することが課題です。

乳幼児から18歳未満までが利用対象となっている児童センターの施設特性を活かし、児童間の縦の関係づくりと世代を超えた交流を行います。

基本目標②3) ; 学校外の学びの場の提供

(4) 体験活動の支援・機会の提供

(スポーツ推進課・子ども育成課)

仮想体験ではなく、科学実験や芸術活動、自然体験などの実体験を通して気づきや感動を体感することで、感性豊かで好奇心旺盛な青少年を育成します。

【現在の取り組み】

科学実験や芸術活動、自然体験などの各種分野の中から、「わくわく・ドキドキ」を実体験できる体験活動を平成22年度より展開しています。カテゴリ別に、各分野の専門家を講師として招き、子どもたちの「すごい！どうして?!なぜ?!」という感動と探究心を大切に事業を実施しています。

コース内容：

「実験コース」4回、小学校3年～中学校3年

「表現コース」4回、小学校1年～6年の親子

(人)

延べ参加人数	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実験コース	68	74	75
表現コース	61	64	51

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
体験活動機会の充実				

【今後の課題と方向性】

学校・部活動などで体験できないテーマの設定とニーズの把握が必要です。

体験活動の重要性を啓発・広報し、体験型育成事業の周知についても様々な方法を検討します。テーマと手法について検証を行い、より斬新な事業形態を検討します。

基本目標③：区民一人ひとりが地域や家庭の一員として役割を果たす環境づくり

一人ひとりが、様々な人びとと協力し支えあいながら、地域や家庭の中での役割を自覚できる環境づくりが重要です。仕事と生活の調和、地域への参画や親の育ちの促進などの施策を盛り込んでいます。

第3次次世代育成支援行動計画の新規重点事業として、すべての若者の生活能力の向上の推進を新設し、経済的自立およびひきこもりなどの若者自立支援を進めてまいります。

● 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（前期からの継続）

★ 第3次次世代育成支援行動計画の重点事業（第3次からの新規）

子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する事業

1) 自立した生活や就労に向けた支援

主な施策	全体計画	計画内容
キャリアアップ、職業訓練や職業体験の機会の提供	ものづくり次世代人材育成支援	ものづくり教室の推進、技術者育成支援の推進
すべての若者の生活能力向上の推進	★ 若年者の経済的自立の支援	就業体験事業の充実、就業支援セミナー・カウンセリングの実施・充実
	★ ひきこもり等若者自立の支援	庁内検討

2) 地域社会の一員としての参画の促進

主な施策	全体計画	計画内容
地域での多様な活動を通じた人間関係の構築	地域スポーツ活動の充実	スポ・レク、地域スポーツクラブによる地域スポーツの推進
	● 青少年の社会貢献活動支援	青少年社会貢献活動の充実、中高生ボランティアの充実
仕事と生活の調和の実現	● ワーク・ライフ・バランスアクションプランの推進	啓発誌の作成、啓発講座の実施

3) 子どもと共に歩む親の育ちの促進

主な施策	全体計画	計画内容
子育てに主体的に関わる機会の提供	● 親育ちサポート事業の充実	親育ちワークショップの充実、赤ちゃんとのふれあい事業の充実、父親の子育て参加促進事業の充実、一日保育士体験、プレママ・プチママタウン、父親のための親育ちワークショップ
	★ 「家庭の日」の普及啓発	普及啓発の推進
食育の推進	食育を通じた健康づくりの推進	各種教室の充実、区民への啓発
	「家族いっしょに楽しいごはん」運動の推進	保育園保護者の給食体験、食育保護者会、保育園・幼稚園PTAとの連携事業の充実

基本目標③1)；すべての若者の生活能力向上の推進

(1) 若年者の経済的自立の支援

新規学校卒業予定者、未就職卒業生、フリーターなどをはじめとする若年者の就職環境は依然として厳しい状況です。多くの若年者が就職に関して悩みを抱え、また、就職しても職場に馴染めないことなどを理由に、早期に離職する場合も少なくありません。若年者の就職と就職後の継続就業を支援することで、若年者の経済的自立を支援します。

【現在の取組み】

①若者就業支援事業（平成26年度から実施）（商業・ものづくり課）

39歳以下の若年者を対象に、就職活動の基礎や実践、面接対策などを学べるセミナーと、就職活動や将来について就職後の仕事や人間関係などの悩みやつまづきの相談にのる「キャリアカウンセリング（予約制:1回50分）」を実施しています。

②若者就業体験事業（平成25年度から実施）（商業・ものづくり課）

就業意欲がありながら正規雇用の機会を逸した、概ね30歳以下の若年者を対象に、ビジネスマナーなどの基礎研修と企業での就業体験の場を提供し、就業体験先での正規雇用に結びつけています。

<平成25年度実績>

事業参加者36人 うち正社員雇用26人、契約社員1人（1年後に正社員予定）

③求人企業支援事業「合同就職説明会」（平成24年度から実施）（商業・ものづくり課）

区が人材採用活動の支援をしている区内中小企業が参加する「合同就職説明会」を開催し、企業と就職活動中の若年者に出会いの場を提供しています。

(社、人)

延べ参加社数人数	平成24年度	平成25年度
コンサルティング	11	19
説明会参加者	—	80

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
就業体験事業の充実 就業支援セミナー・カウンセリングの充実				

【今後の課題と方向性】

今後の景気や若年者の雇用情勢を踏まえ、就業相談などを充実します。

基本目標③1)；すべての若者の生活能力向上の推進

(2) ひきこもり等若年者自立の支援

(子ども育成課)

ひきこもりやニートになる要因・状況は様々ですが、基本的な生活習慣の確立を支援する機会を設けることにより、社会の一員としての自覚を高め、自立的に将来を決定できるよう施策を充実します。

【現在の取組み】

庁内関係各課による検討会、区内関連団体・NPOなどの調査研究を行っています。また、東京都が実施している「東京都ひきこもりサポートネット訪問相談（アウトリーチ）」の第1次窓口として電話受付などを行っています。（平成26年度から実施）

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
庁内検討・ひきこもりなど若者の現状課題分析・「支援計画」の検討				

【今後の課題と方向性】

東京都では、平成27年度に子ども・若者育成支援推進法に基づく「東京都子供・若者計画」の策定に向けて検討を進めています。都の計画を受け「品川区子ども・若者支援計画」の策定を検討します。

基本目標③2)；地域での多様な活動を通じた人間関係の構築

(3) 青少年の社会貢献活動の支援

青少年自身が周囲に守られ支えられてきたこれまでの生活を振り返り、今後は社会の中で自分の役割を見つけ行動するきっかけづくりを支援します。

【現在の取組み】

①青少年地域貢献活動支援事業（子ども育成課）

家庭や地域の中で、「何ができるか」考える場や行動する機会を提供しています。

- ・ジュニアリーダーボランティア派遣事業（中高生コース対象）（平成23年度から実施）

各地区委員会でを行う行事に対し、区がジュニアリーダー教室中高生コース（中2以上）で募集し、ボランティアとして派遣しています。レクリエーション指導やグループリーダーとしての力を発揮する機会を提供しています。

- ・「役立ち隊」育成事業（一般公募）（平成24年度から実施）

貢献活動の知識を深める講座を開き、その後それぞれのやりたい活動について個別の相談を受け、貢献活動をコーディネートしています。活動は、グループで自主的に取り組みます。

※平成26年度よりジュニアリーダーボランティア派遣事業と統合し、役立ち隊育成事業に一本化しました。

(人、回)

役立ち隊	24年度	25年度	②ボランティア派遣	23年度	24年度	25年度
登録者	36	36	活動回数	3	1	2
活動回数	14	17	延べ活動人数	36	4	8
延べ活動人数	78	90				

②中高生ボランティア活動の支援（子ども育成課）

スポーツGOMI拾い大会などを通じて青少年の社会貢献活動への動機づけを行っています。

(回、チーム)

	24年度	25年度
実施回数	1	1
参加チーム数	17	22

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
青少年社会貢献活動の充実 中高生ボランティア活動の充実				

【今後の課題と方向性】

町会や学校と類似した事業の実施は避け、参加者の取り合いにならないよう配慮をしています。役立ち隊の組織化を図り自主活動の範囲を広げる働きかけが必要です。また、5年後のオリンピック・パラリンピック東京開催に、多くの若者が関わりを持てるよう取り組みます。

基本目標③2)；仕事と生活の調和の実現

(4) ワーク・ライフ・バランスアクションプランの推進

(人権啓発課)

仕事と家庭生活や地域活動などとの調和を図り、男女が協力しつつ社会参加と自己実現を支援します。

【現在の取り組み】

平成21年10月に策定した「男女共同参画のための品川区行動計画（第4次）」で、重点施策として「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」を掲げ、ワーク・ライフ・バランスアクションプランを推進しています。

- 1) ワーク・ライフ・バランスの意識啓発
- 2) 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 3) 家庭生活におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 4) 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

男女共同参画センターでは、意識啓発として以下の取り組みを行っています。

①男女平等啓発誌「マイセルフ」の作成

啓発誌において、ワーク・ライフ・バランスに関する意識や理解を深めるため、区民委員の企画・編集による特集記事を掲載しています。

②ワーク・ライフ・バランス講座の実施

ワーク・ライフ・バランス講座を実施し、意識啓発の場を提供しています。

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
啓発誌の作成および啓発講座の実施				

【今後の課題と方向性】

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発を推進します。

基本目標③3) ; 子育てに主体的に関わる機会の提供

(5) 親育ちサポート事業の充実

親としての不安や迷い、悩みを受け止め、専門職による必要な情報提供、親同士の交流を図り子育ての精神的負担を軽減します。また母親・父親・次世代の親を対象としてアプローチを行い総合的な親育ちを支援します。

【現在の取組み】

①赤ちゃんとのふれあい事業の充実（子ども育成課）

次世代の親となる小中高生と乳幼児親子が交流することで、赤ちゃんをいとおしく思う心を養い、親となる準備につなげることを目的として実施しています。

②親育ちワークショップの充実（子ども育成課）

主に初めて子どもを持つ母親の育児不安や悩みを受け止め、子育ての負担を軽減することを目的としたワークショップを実施しています。

③父親の子育て参加促進事業の充実（子ども育成課）

父子で参加できるプログラムを実施することにより、父親の子育て参加機会を促進するとともに、家庭における母親の育児負担の軽減を図ることを目的として実施しています。

④プレママ・プチママタウン（平成26年度から実施）（子ども育成課）

妊娠中の方と初めて子どもを持つ母親との交流や講座を通して、育児不安の解消を目指します。

⑤父親のための親育ちワークショップ（平成26年度から実施）（子ども育成課）

父親としての役割を学びつつ仲間づくりができる事業を展開することにより、家庭における子育て力のさらなる向上を図ります。

⑥一日保育士体験（保育課）

保育園の保護者が、自分の子どものクラスで保育士として一日過ごし、子どもの成長を実感するとともに、保育園での「生活、遊び、学び」を体験します。

(人)

延べ参加者数	平成23年度	平成24年度	平成25年度
①参加生徒数	963	1,418	2,091
協力親子数	724	1,141	1,122
②親育ちワークショップ	1,715	1,686	1,439
ボランティア数	1,302	1,177	1,206
③父親の子育て参加促進講座	3,543	5,584	6,797
(うち父親の参加者数)	923	1,237	1,556
⑥一日保育士体験	927	1,071	1,140

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容の充実				

【今後の課題と方向性】

乳幼児親子の地域における孤立化の防止や家庭における子育て力の向上のためには、行政による様々な交流の場や子育て情報の提供のより一層の充実が必要です。利用者目線にたった子育て支援策のあり方について、引き続き検討します。

基本目標③3)；子育てに主体的に関わる機会の提供

(6)「家庭の日」の普及啓発

品川区は、昭和49年より毎月第1日曜日を「家庭の日」と定め、明るい家庭づくり運動を推進しています。具体的な親子・家族活動の促進を提案することで、活動の継続性や習慣化を図り良好な家族関係、親子の絆の構築を目指します。

【現在の取組み】

①親子対象事業の第1日曜日実施（子ども育成課）

親子を対象とした区主催の各種事業を「家庭の日」（毎月第1日曜日）に集中して実施するほか、ボールペンやクリアファイルなどの啓発グッズを配布しています。

②「家庭の日」のぼり旗・懸垂幕の掲出（子ども育成課）

「家庭の日」に児童センターでのぼり旗を、また、前後1週間は区役所に懸垂幕を掲出しています。

③毎月1日号の区広報紙に、啓発記事を掲載（子ども育成課）

④啓発リーフレットの作成（子ども育成課）

幼稚園・保育園・小学校・中学校ほか関係各課・施設などで配布しています。

⑤「家庭の日」輝く笑顔！しながわフォトコンテスト（平成26年度から実施）（子ども育成課）

家族や仲間の素敵な写真、家族で見つけた品川の良い所などを携帯電話、スマートフォンなどで写した写真をメールで応募し、入選者を表彰しています。コンテストを通して、親子の絆・家庭の教育力の向上、役割について啓発しています。

⑥「家庭の日」通信「まいふぁみりー」の発行（平成26年度から実施）（子ども育成課）

親子で参加できる事業やイベントの紹介、参加者の声などを掲載した冊子を発行し、「家庭の日」における区民活動を推進します。冊子は区内保育園、幼稚園、小中学校、図書館などで配布しています。

【事業計画】

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
事業内容の充実				

【今後の課題と方向性】

家族の役割や家庭教育の重要性がますます高まっていることから、普及と啓発に努めます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、品川区全域を一つの区域として設定します。

2 幼児期の学校教育・保育

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

区に居住する子どもの「現在の認定こども園、幼稚園、保育園、家庭的保育事業（保育ママ）、認可外保育施設などの利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

保育の必要性の認定区分

- 1号認定（19条1項1号に該当：教育標準時間認定）3～5歳 幼児期の学校教育
- 2号認定（19条1項2号に該当：満3歳以上・保育認定）3～5歳 保育の必要あり
- 3号認定（19条1項3号に該当：満3歳未満・保育認定）0～2歳 保育の必要あり

表1-1 平成25年度 区民利用者（平成25年4月1日現在の人口 17,776人）

幼稚園利用者数・率 (3～5歳)	保育施設利用者数 (3～5歳)	保育施設利用者数 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	3,495人	3,445人	
	保育施設利用者数・率 (0～5歳)		
4,179人 23.1%	6,940人 39.0%	6,657人 37.8%	

表1-2 平成27年度 教育・保育の需要量見込み（平成27年4月1日の推計人口 18,019人）

1号認定 (3～5歳)	2号認定(3～5歳)		3号認定 (0～2歳)	在宅子育て (0～5歳)
	幼稚園利用者の想定	その他		
3,595人	304人	4,523人	4,340人	
幼稚園利用者数・率 利用率(3～5歳)		保育施設利用者数・率 利用率(0～5歳)		
3,899人 21.6%		8,863人 49.2%		5,257人 29.2%

表1-3 各年齢別 教育・保育の量の見込み（ニーズ量）

(人)

認定区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
1号認定	3歳児	1,168	1,179	1,234	1,304	1,180	1,169	1,173
	4歳児	1,497	1,496	1,190	1,231	1,301	1,173	1,162
	5歳児	1,514	1,498	1,171	1,190	1,231	1,297	1,171
	計	4,179	4,173	3,595	3,725	3,712	3,639	3,506
2号認定	3歳児	1,291	1,350	1,658	1,751	1,583	1,570	1,575
	4歳児	1,124	1,229	1,593	1,649	1,742	1,571	1,556
	5歳児	1,080	1,127	1,576	1,602	1,659	1,747	1,576
	計	3,495	3,706	4,827	5,002	4,984	4,888	4,707
3号認定	0歳児	679	738	889	887	877	850	830
	1歳児	1,374	1,504	1,694	1,674	1,670	1,679	1,629
	2歳児	1,392	1,535	1,757	1,588	1,571	1,576	1,585
	計	3,445	3,777	4,340	4,149	4,118	4,105	4,044

※平成25年度、平成26年度は実数

※3号認定の0歳児の量の見込みは、平成25年度第3回品川区子ども・子育て会議で、人口比率30%と決定した。

(2) 提供体制の確保の内容およびその実施時期（年度別、施設型給付・地域型給付別）

①教育・保育施設、地域型保育事業の確保方策

計画期間の「量の見込み」に対する「確保方策」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

表2-1 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策

認定区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定 (3-5歳・ 教育標準時 間認定)	量の見込み①	3,595	3,725	3,712	3,639	3,506
	確保方策 計②	4,215	4,230	4,245	4,260	4,275
	(内訳)					
	施設型給付施設	702	717	732	747	762
	地域型給付事業	0	0	0	0	0
	新制度対象外施設	3,513	3,513	3,513	3,513	3,513
	② - ①	620	505	533	621	769
2号認定 (3-5歳・ 保育認定)	量の見込み①	4,827	5,002	4,984	4,888	4,707
	確保方策 計②	3,916	4,072	4,228	4,345	4,462
	(内訳)					
	施設型給付施設	3,794	3,950	4,106	4,223	4,340
	地域型給付事業	0	0	0	0	0
	新制度対象外施設	122	122	122	122	122
	② - ①	△911	△930	△756	△543	△245
3号認定 (0-2歳・ 保育認定)	量の見込み①	4,340	4,149	4,118	4,105	4,044
	確保方策 計②	4,319	4,508	4,697	4,855	5,013
	(内訳)					
	施設型給付施設	3,288	3,407	3,526	3,614	3,702
	地域型給付事業	267	337	407	477	547
	新制度対象外施設	764	764	764	764	764
	② - ①	△21	359	579	750	969

- ・施設型給付施設 保育園、幼稚園、認定こども園
- ・地域型給付事業 家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
- ・新制度対象外施設 東京都認証保育所、私立幼稚園（私学助成）、就学前乳幼児教育施設（幼児部門）

※「表2-1 各認定別 教育・保育の量の見込みに対する確保方策」の説明

- ・1号と2号を合わせた、3～5歳児における需要と供給のバランスについて、現時点での認可保育園の待機児童は128人中4人であるため、ニーズは満たしている。
- ・1号認定の数値について、表1-2の平成27年度のニーズ調査のとおり2号の保育認定を受けても、幼稚園の利用を希望したい方が304人存在する。300人程度は、2号認定で幼稚園の希望者であると想定される。
- ・2号認定の数値について、上記の1号に移行する方が300人程度存在し、平成25年度の時点で、3歳児の在宅子育てをしている方が、およそ400人いる状況である。また、認可保育園の申込状況では、平成26年7月の時点で、3歳以上の認可保育園の入園可能数の枠が237人あり、認可保育園へ入園が可能な現状である。マイナスの数値は出ているが、一定の確保方策が取れている。
- ・3号認定の数値について、待機児童は0～2歳の年齢層で占められている。東京都では、平成29年度末までに待機児童を解消する方針を打ち出している。区も、この確保方策に沿って施策を進め、待機児童が解消するように供給量を定めた。今後の人口動向、認可保育園の申込状況などを踏まえ、施設整備を行う必要がある。

◎品川区子ども・子育て支援事業計画（確保方策の内訳）

	平成26年度(10月1日現在)						平成27年度(1年目)						平成28年度(2年目)						平成29年度(3年目)						平成30年度(4年目)						平成31年度(5年目)											
	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計	3号		2号	1号	2号	1号	人数計							
	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳			園数	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳		園数	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳		園数	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳		園数	0歳	1.2歳	3歳		4.5歳		園数						
施設型給付施設	675	2465	1310	0	2261	682	7393	706	2582	1381	0	2413	702	7784	736	2671	1433	5	2517	712	8074	766	2760	1485	10	2621	722	8364	788	2826	1524	15	2699	732	8584	810	2892	1563	20	2777	742	8804
							80							85							89																			99		
保育園	634	2327	1240	0	2130	0	6331	650	2395	1279	0	2239	0	6563	674	2464	1318	0	2317	0	6773	698	2533	1357	0	2395	0	6983	714	2579	1383	0	2447	0	7123	730	2625	1409	0	2499	0	7263
							67							70							73																			80		
幼稚園	0	0	0	0	0	657	657	0	0	0	0	0	657	657	0	0	0	0	0	657	657	0	0	0	0	0	657	657	0	0	0	0	657	657	0	0	0	657	657	0	657	
							9							9							9								9												9	
認定こども園	41	138	70	0	131	25	405	56	187	102	0	174	45	564	62	207	115	5	200	55	644	68	227	128	10	226	65	724	74	247	141	15	252	75	804	80	267	154	20	278	85	884
							4							6							7							8													10	
地域型保育給付事業	71	116	0	0	0	0	187	94	173	0	0	0	0	267	117	220	0	0	0	0	337	140	267	0	0	0	0	407	163	314	0	0	0	0	477	186	361	0	0	0	0	547
							20							26							32							38													50	
家庭的保育	3	8	0	0	0	0	11	4	10	0	0	0	0	14	5	12	0	0	0	0	17	6	14	0	0	0	0	20	7	16	0	0	0	0	23	8	18	0	0	0	0	26
							3							4							5							6													8	
小規模保育	68	108	0	0	0	0	176	84	150	0	0	0	0	234	100	182	0	0	0	0	282	116	214	0	0	0	0	330	132	246	0	0	0	0	378	148	278	0	0	0	0	426
							17							21							25							29													37	
事業所内保育	0	0	0	0	0	0	0	6	13	0	0	0	0	19	12	26	0	0	0	0	38	18	39	0	0	0	0	57	24	52	0	0	0	0	76	30	65	0	0	0	0	95
							0							1							2							3													5	
居宅訪問型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
							0							0							0							0													0	
							0							0							0							0														0
新制度対象外施設	206	502	45	1179	89	2334	4355	217	547	41	1179	81	2334	4399	217	547	41	1179	81	2334	4399	217	547	41	1179	81	2334	4399	217	547	41	1179	81	2334	4399	217	547	41	1179	81	2334	4399
							40							41							41							41														41
認証保育所	206	502	45	0	89	0	842	217	547	41	0	81	0	886	217	547	41	0	81	0	886	217	547	41	0	81	0	886	217	547	41	0	81	0	886	217	547	41	0	81	0	886
							21							22							22							22														22
幼稚園(私学助成)	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440	0	0	0	1155	0	2285	3440
							18							18							18							18														18
就学前乳幼児教育施設	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73	0	0	0	24	0	49	73
							1							1							1							1														1
年度合計	11935						11935	12450						12450	12810						12810	13170						13170	13460						13460	13750						13750
	140							152							162							172							181							190						
各区分ごとの計	952	3083	1355	1179	2350	3016		1017	3302	1422	1179	2494	3036		1070	3438	1474	1184	2598	3046		1123	3574	1526	1189	2702	3056		1168	3687	1565	1194	2780	3066		1213	3800	1604	1199	2858	3076	
保育(2・3号)の合計	7740							8235							8580							8925							9200							9475						

3 地域子ども・子育て支援事業

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

計画期間の「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

なお、一時預かり事業などの事業の拡充にともなう人材の確保のために、育児経験豊かな主婦などを主な対象に、子育て支援分野に従事する「子育て支援員」※の活用を推進していきます。

※「子育て支援員」とは、国の指針に基づいた全国共通の研修を受講して認定を受けた者が、子育て支援に従事することができる制度です。

地域子ども・子育て支援事業
(1) 利用者支援に関する事業
(2) 時間外保育事業
(3) 放課後児童健全育成事業
(4) 子育て短期支援事業
(5) 乳児家庭全戸訪問事業
(6) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
(7) 地域子育て支援拠点事業
(8) 一時預かり事業
(9) 病児保育事業
(10) 子育て援助活動支援事業
(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業です。利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①しながわっ子 子育てかんがるープラン（保育課）

妊娠中の方から小学校就学前までの保護者を対象に、ライフスタイルに応じた子育て支援事業の紹介や情報提供などを行い、相談に応じながら子育てプランの作成を支援しています。

表1-1 しながわっ子 子育てかんがるープラン実績数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	221	259	387

(件)

②子育てひろば事業相談（子ども育成課）

少子化や育児の孤立化にともなう子育ての不安などの対応として、児童センターで子育て相談を実施しています。

表1-2 子育てひろば事業相談件数実績数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数	3,315	4,193	3,308

(件)

【量の見込みと確保方策】

表1-3 利用者支援に関する事業の量の見込みと確保方策

量の見込み ①					
事業名	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
しながわっ子 子育てかんがるープラン	500	500	490	490	470
確保方策 ②					
しながわっ子 子育てかんがるープラン	500	500	490	490	470
② - ①	0	0	0	0	0

(件)

【今後の課題と方向性】

家庭や地域の子育てを巡る環境が変化中、多様な子育てに関する相談に対応するため、子ども・子育て支援に関わる情報提供、利用希望に基づく相談などの対応を引き続き進めます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は8時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定めることができます。小学校就学前の子どもの保育に関わる希望時間帯を勘案して、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①延長夜間保育（保育課）

勤務時間や通勤時間の都合で基本開園時間（午前7時30分から午後6時30分）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

表2-1 延長保育の実施園数（平成25年度）

(か所)

実施時間	公立保育園	私立保育園
午後7時30分までの延長保育実施園	30	4
午後8時までの延長保育実施園	—	1
午後8時30分までの延長保育実施園	7	17
午後9時までの延長保育実施園	—	2
午後10時までの延長保育実施園	6	—
延長早朝保育の実施園	—	3
計	43	27

表2-2 公立園延長保育の利用状況（延べ人数）

(人)

年度（平成）	1時間延長	2時間延長	夜間	合計	利用者数
23	67,840	24,479	5,346	97,665	2,457
24	70,551	22,597	4,633	97,781	2,503
25	70,987	20,153	3,904	94,282	2,521

表2-3 私立園延長保育の利用状況（延べ人数）

(人)

年度（平成）	早朝	1時間延長	2時間延長	合計	利用者数(推計)
23	550	14,566	5,524	20,640	519
24	735	23,632	9,081	33,448	856
25	1,198	34,078	12,236	47,512	1,208

【量の見込みと確保方策】

表2-4 時間外保育事業の量の見込み（ニーズ量）

(人)

ニーズ量				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
3,270	3,264	3,245	3,201	3,116

※時間外保育事業は、新制度の対応（保育の必要性に応じて保育標準時間（11時間保育）と保育短時間（8時間保育）の2区分を設定）により、保育短時間利用者の利用量が増加することが見込まれるため、ニーズ量を補正しました。

（補正内容）

「短時間保育」の区分に認定される児童は、保育基本時間（8時間）を超えた場合、時間外保育事業の対象となります。平成26年度の入園申込み者のうち、短時間保育が想定される割合（26.3%）を利用量の増加分として、増加率（126.3%）をニーズ量に乗算して補正します。

表2-5 時間外保育事業の量の見込みと確保方策

(人)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
時間外保育事業	4,130	4,122	4,098	4,043	3,936
確保方策 ②					
時間外保育事業	4,130	4,122	4,098	4,043	3,936
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

都市部の特有な就労形態に対応するため、保護者が安心して就労が継続できるように、就労支援を充実するとともに、子どもの保育環境の保障を図ります。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに関わる保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業の利用希望を勘案し、適切な目標事業量を設定します。

また、本区では、平成13年度に「すまいるスクール」を開設し、平成16年度から国に先駆けて「放課後子ども総合プラン」※として取り組んでいます。

※「放課後子ども総合プラン」とは、共働き家庭などの「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力して一体型を中心とした放課後児童クラブや放課後子供教室を計画的に整備するものです。

【現在の取り組み】

①すまいるスクール（子ども育成課）

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業日に、児童が安全に学習や遊び、スポーツができる場所として、「すまいるスクール」を全小学校に開設し、学校や地域のボランティア、PTAの協力を得ながら、多彩な事業を展開しています。

表3-1 すまいるスクール登録数・登録率

(人)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	児童数	登録数	児童数	登録数
全児童数	13,230	9,320	13,365	9,470
うち低学年	6,706	6,317	6,847	6,429
うち高学年	6,524	3,003	6,518	3,041
1校平均	348	245	361	256
登録率	—	70.4%	—	70.9%

表3-2 すまいるスクール参加児童数（延べ人数）

(人)

	平成25年3月末		平成26年3月末	
	平日	土曜	平日	土曜
全児童数	680,308	46,428	682,177	41,195
1日平均	2,788	960	2,808	824
登録参加率	29.9%	10.3%	29.7%	8.7%

【量の見込みと確保方策】

表3-3 放課後児童健全育成事業の量の見込み（ニーズ量）

(人)

	ニーズ量				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全児童数	6,742	6,956	7,178	7,351	7,547
うち低学年	4,032	4,174	4,261	4,338	4,440
うち高学年	2,710	2,782	2,917	3,013	3,107

※区で実施している「すまいるスクール（放課後児童健全育成事業）」の対象は全児童であるため、ニーズ量を実績値に合わせて補正しました。

表3-4 放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策

(人)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
全児童数	10,236	10,591	10,920	11,140	11,429
うち低学年	7,064	7,307	7,465	7,595	7,781
うち高学年	3,172	3,284	3,455	3,545	3,648
確保方策 ②					
放課後児童健全 育成事業	10,236	10,591	10,920	11,140	11,429
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

放課後の安全・安心に活動できる場所として、家庭や学校との連携を進めるとともに、地域の方などとの協働で児童の健全育成を推進します。

(4) 子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業／夜間養護等（トワイライトステイ）事業）

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業などによる対応を考慮し、適切な目標事業量を設定します。

【現在の取組み】

①子育て家庭在宅サービス事業（子ども育成課）

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合などに、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行っています。

表4-1 子育て短期支援事業（ショートステイ）事業実績数

(人、人日)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	14	11	9
延べ利用日数	37	45	20

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間、または休日に不在となり児童の養育が困難となった場合などの緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かっています。宿泊も可能です。

表4-2 夜間養護等（トワイライトステイ）事業実績数

(人、人回)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用者数	64	81	89
延べ利用回数	222	338	324

【量の見込みと確保方策】

表4-3 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み（ニーズ量）

(人日)

ニーズ量				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
947	945	938	925	901

※子育て短期支援事業（ショートステイ）のニーズ量は、実績値と比較すると大きな差が見られることから、ニーズ量を実績値に置き換えて補正しました。

利用意向調査において、全利用者のうち「ひとり親家庭」の利用意向日数（調査による利用したい平均日数 16 日）が実績値（平均利用日数 5 日）と差が大きいため、利用意向日数を実績値に置き換えてニーズ量を補正します。

表4-4 子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策

(人)

量の見込み ①					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
子育て短期支援事業	520	519	516	508	495
確保方策 ②					
子育て短期支援事業	520	519	516	508	495
② - ①	0	0	0	0	0

【今後の課題と方向性】

子育て支援と要保護児童対策の両面から対象年齢や利用要件について整備し、利用者へ周知します。